○交通事故統計取扱要綱の制定について

平成28年12月22日例規（交総）第132号

最近改正

令和５年12月22日例規（交総）第75号

この度、「交通事故統計取扱要綱の制定について」（平成12年12月26日例規（交総）第105号）の全部を改正し、別記のとおり交通事故統計取扱要綱を定め、平成29年１月１日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別　記

交通事故統計取扱要綱

第１　趣旨

この要綱は、大阪府警察における交通事故統計の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第２　用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(１)　第１当事者

最初に交通事故に関与した車両若しくは路面電車（以下「車両等」という。）若しくは列車の運転者又は歩行者若しくは遠隔操作型小型車を操作する者（以下「歩行者等」という。）のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

(２)　第２当事者

最初に交通事故に関与した車両等若しくは列車の運転者若しくは歩行者等又は物件のうち、第１当事者以外のものをいう。

(３)　第３当事者以下の当事者

第１当事者及び第２当事者以外の者で、関与した交通事故により死亡し、若しくは負傷したもの又は死亡事故の発生と直接因果関係のある車両等若しくは列車の運転者をいう。

(４)　交通事故関与者

第１当事者、第２当事者及び第３当事者以下の当事者をいう。

(５)　死亡事故

交通事故によって、当事者が24時間以内に死亡した交通事故

(６)　重傷事故

交通事故によって、当事者が１か月（30日）以上の治療を要する負傷をした交通事故

(７)　軽傷事故

交通事故によって、当事者が１か月（30日）未満の治療を要する負傷をした交通事故

第３　交通事故統計の対象等

１　交通事故統計の対象

交通事故統計の対象となる交通事故は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第１号に規定する道路上において車両等又は列車の交通によって発生した人の死亡又は負傷を伴う事故とする。

２　交通事故統計から除外する当事者

次に掲げる者は、死傷がないものとして、交通事故統計における当事者から除外するものとする。ただし、交通事故の当事者である運転者が交通事故を避ける時間的余裕（事故回避可能性）がある場合は、この限りでない。

(１)　明らかに自殺（傷）と認められる者で、自ら自殺（傷）へ能動的な行動を起こしたもの

(２)　人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第２条及び第３条の罪に当たる行為並びに過失による行為を除く。）により死傷させられた者

(３)　建物、陸橋等から転落し、これによって車両等に衝突し、若しくは接触し、又はれき過された者

(４)　上空、建物等からの落下物（人を含む。）の直撃によって死傷した車両等の運転者又は同乗者

(５)　地震、高波、崖崩れ、道路の陥没、流出等の災害に直接巻き込まれて死傷した車両等の運転者又は同乗者

(６)　その他社会通念上交通事故統計に計上するのが適当でない者

３　事故種別の決定

交通事故の事故種別は、死亡事故、重傷事故及び軽傷事故とし、交通事故による人の死亡及び負傷程度の判断は、医師の診断又は検案に基づいて行うものとする。

４　交通事故の疑いのある死亡事故等の取扱い

交通事故の疑いのある死亡事故又は負傷事故（重傷事故及び軽傷事故をいう。以下同じ。）を認知した場合の取扱いは、次のとおりとする。

(１)　死亡事故

ア　警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、交通事故の疑いのある死亡事故を認知したときは、速やかに交通安全調査室長に通報するものとする。

イ　前記アにより通報を受けた交通安全調査室長は、交通部長に報告するものとする。

ウ　前記イにより報告を受けた交通部長は、当該交通事故の統計の計上の要否について判断し、署長等に通知するものとする。

(２)　負傷事故

ア　署長等は、交通事故の疑いがある負傷事故を認知した場合は、交通総務課長が別途通知するところにより検討するものとする。

イ　署長等は、前記アによる検討の結果、交通事故統計に計上しないと判断するときは、交通安全調査室長に通報するものとする。

なお、発生から２か月を経過しても計上の要否について判断できない負傷事故については、交通安全調査室長に通報するものとする。

第４　統計データ

１　統計データ

交通事故統計データ（以下「統計データ」という。）とは、効果的な交通事故防止対策の基となる交通事故統計を作成するための基礎資料となる次に掲げるデータをいう。

(１)　本票データ

交通事故の内容に関する事項並びに第１当事者及び第２当事者に関する事項のデータ

(２)　補充票データ

第３当事者以下の当事者に関する事項のデータ

(３)　高速道路追加調査項目票データ

高速自動車国道及び道路交通法第110条第１項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路における交通事故の発生地点、道路構造等に関する事項のデータ

(４)　交通事故事件検挙票データ

第１当事者及び第２当事者の刑事処分に関する事項のデータ

(５)　30日死者集計票データ

本票データ及び補充票データに係る交通事故関与者のうち、30日死者（交通事故の発生から24時間経過し、かつ、発生日から30日以内に当該交通事故により死亡した者をいう。以下同じ。）に該当する者に関する事項のデータ

２　統計データの報告要領

署長等は、統計データを次に定める期限内に、交通事故情報総合管理システム（交通事故情報総合管理システム運用要領（平成28年12月22日例規（交捜）第134号）第２の(１)に規定する交通事故情報総合管理システムをいう。以下同じ。）に登録することにより交通部長に報告するものとする。

(１)　本票データ、補充票データ及び高速道路追加調査項目票データ

交通事故を認知した日（以下「事故計上日」という。）から起算して１週間以内。ただし、月末の２日間に認知した死亡事故については、翌月２日まで

(２)　交通事故事件検挙票データ

第１当事者及び第２当事者を送致した日から起算して１週間以内

(３)　30日死者集計票データ

本票データ及び補充票データの交通事故関与者のうち、30日死者に該当する者を認知した場合は、認知した日から起算して１週間以内

３　報告した統計データの修正等

署長等は、前記２の規定により報告した統計データに修正の必要が生じた場合は、交通安全調査室長に連絡の上、次に定める期限内に交通事故情報総合管理システムにより修正するものとし、削除の必要が生じた場合は、交通安全調査室長に削除を依頼するものとする。

(１)　死亡事故に関する統計データ

事故計上日の属する月の翌月２日まで

(２)　負傷事故に関する統計データ

事故計上日の属する月の翌月７日まで

４　統計データの利用

署長等は、交通事故情報総合管理システムに登録されている統計データを利用できるものとする。

第５　情報の分類

情報セキュリティに関する規程（平成30年訓令第２号）第11条第１項の規定により、交通事故統計で取り扱う情報の分類については、機密性２（中）情報、完全性２（高）情報及び可用性２（高）情報とする。